五戸町消防団員中型自動車運転免許取得事業補助金について

消防団活動の円滑化を図るため、車両総重量5トン以上11トン未満の消防車両の運転に必要な中型自動車運転免許を取得する五戸町消防団員に対し、予算の範囲内で町が補助金を交付します。**補助金の対象となる者は、次の各号すべてに該当する団員とします。**

**(１)平成19年6月2日以降に普通自動車運転免許証を取得し20歳以上の団員**

**(２)所属する分団長が推薦する団員**

**(３)車両総重量が5トン以上の消防車両を有する分団所属の団員**

**(４)中型免許を取得するため道路交通法（昭和35年法律第105号）第98条に定める指定自動車教習所（以下「教習所」という。）を卒業し、当該年度内に当該免許を取得しようとする団員**

**(５)中型免許取得後、5年以上在職する団員**

補助金の額は、教習所において中型免許取得のために要する入学金、教習料金、教習コース使用料、技能検定料金、受験料金その他町長が認める経費の2分の1以内（1000円未満切り捨て）とし、100,000円を限度とします。

※詳細な内容は、役場総務課までお願いします。電話：0178-62-2111(内線214)

五戸町消防団員中型自動車運転免許取得事業補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、五戸町消防団活動の円滑化を図るため、車両総重量５トン以上の消防車両の運転に必要な中型自動車運転免許（以下「中型免許」という。）を取得する消防団員に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、五戸町補助金等の交付に関する規則（平成１６年五戸町規則第４５号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（定義）

第２条　この要綱において、消防団員（以下「団員」という。）とは、五戸町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例（昭和４３年五戸町条例第２０号）第３条の規定により任用した者をいう。

（補助の対象及び補助率・額）

第３条　補助金の対象となる者は、次の各号すべてに該当する団員とする。

（１）　平成１９年６月２日以降に普通自動車運転免許証を取得した２０歳以上の

団員

（２）　所属する分団長が推薦する団員

（３）　車両総重量が５トン以上の消防車両を有する分団所属の団員

（４）　中型免許を取得するため道路交通法（昭和３５年法律第１０５号）第９８

条に定める指定自動車教習所（以下「教習所」という。）を卒業し、当該年度内に当該免許を取得しようとする団員

（５）　中型免許取得後、５年以上在職する団員

２　補助金の額は、教習所において中型免許取得のために要する入学金、教習料金、教習コース使用料、技能検定料金、受験料金その他町長が認める経費の２分の１以内（１，０００円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、１００，０００円を限度とする。

（補助金の交付の申請）

第４条　補助金の交付を受けようとする者は、消防団員中型自動車運転免許取得事業補助金交付申請書（様式第１号）に次に掲げる書類を添えて町長に申請しなければならない。

（１）　所属分団長の推薦書（様式第２号）

（２）　事業計画書（変更事業計画書、事業実績書）（様式第３号）

（３）　教習所の教習費用等の見積書

（４）　普通自動車運転免許証の写し

（補助金交付の条件）

第５条　町長は、補助金の交付の決定をする場合において、補助金交付の目的を達成するため、次に掲げる条件を附するものとする。

(１)　補助金の交付の決定の通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、次に掲げるいずれかに該当する場合は、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。

ア　補助事業の内容の変更（軽微な変更は除く。）をしようとする場合

イ　補助事業に要する経費の配分の変更（事業費の２０パーセント以下を減額する変更を除く。）をしようとする場合

ウ　補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合

(２)　補助事業が、予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに町長に報告しその指示を受けなければならない。

(３)　補助事業により取得した資格については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

(４)　補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後、５年間保管しなければならない。

（変更の承認申請）

第６条　補助事業者は、前条第１号及び第２号に該当する事情が生じたときは、事業計画変更承認申請書（様式第４号）に事業計画書（変更事業計画書、事業実績書）（様式第３号）を添えて町長に提出し、その承認を得なければならない。

（実績報告）

第７条　補助事業者は、補助事業が完了したときは、事業完了の日から起算して３０日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった日の翌年度の４月１０日のいずれか早い日までに、実績報告書（様式第５号）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

(１)　事業計画書（変更事業計画書、事業実績書）（様式第３号）

(２)　補助事業に係る領収書等の写

(３)　取得した中型免許証の写

（補助金の請求）

第８条　補助事業者は、補助金を請求しようとするときは、補助金確定通知書を受領した日から起算して１０日を経過する日までに、請求書（様式第６号）を町長に提出しなければならない。

（補助金の返還）

第９条　町長は、補助事業者が補助金の交付決定通知を受けた事業又は既に補助金の交付を受けた事業について、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、交付すべき補助金を取消し、又は補助金の返還を命ずることができる。ただし、町長が特に認めた場合においてはこの限りでない。

(１)　第３条第１項第５号の規定に違反したとき

(２)　虚偽の申請をしたとき

(３)　正当な理由がなく、運転免許証を取得しなかったとき

(４)　その他法令に違反したとき

（その他）

第１０条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成２７年４月１日から施行する。

様式第１号（第４条関係）

様式第２号（第４条関係）

様式第３号（第４条、第６条、第７条関係）

様式第４号（第６条関係）

様式第５号（第７条関係）

様式第６号（第８条関係）